

# 令和4年第2回定例会

令和4年11月16日 開会

11月16日 閉会

## 昭和病院企業団議会会議録

昭和病院企業団議会

# 目 次

## ○11月16日

|         |   |    |
|---------|---|----|
| 期 日     | .....                                     | 1  |
| 場 所     | .....                                     | 1  |
| 出席議員    | .....                                     | 1  |
| 欠席議員    | .....                                     | 1  |
| 出席説明員   | .....                                     | 1  |
| 議会職員出席者 | .....                                     | 1  |
| 議事日程    | .....                                     | 2  |
| 開会宣告    | .....                                     | 3  |
| 日程第1    | 会議録署名議員の指名                                | 4  |
| 日程第2    | 会期の決定                                     | 4  |
| 日程第3    | 行政報告                                      | 4  |
|         | (1) 令和4年度公立昭和病院4～9月期取扱患者実績について            |    |
|         | (2) 令和4年度昭和病院企業団病院事業会計4～9月期収支概況につ<br>いて   |    |
|         | (3) 令和3年度公立昭和病院中期計画の点検・評価について             |    |
| 日程第4    | 議案第7号 昭和病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正<br>する条例 | 11 |
| 日程第5    | 議案第8号 昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正す<br>る条例  | 12 |
| 日程第6    | 議案第9号 令和3年度昭和病院企業団病院事業決算の認定について           | 13 |
| 閉会宣告    | .....                                     | 24 |

## 令和4年昭和病院企業団議会第2回定例会議事録

○ 期 日 令和4年11月16日（水曜日）

○ 場 所 昭和病院企業団議会議場（公立昭和病院講堂）

○ 出席議員（13名）

|     |             |     |           |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 2番  | た ゆ 久 貴     | 3番  | 幸 田 昌 之   |
| 4番  | 吉 本 ゆ う す け | 5番  | 横 尾 た か お |
| 6番  | 小 町 明 夫     | 7番  | 三 浦 猛     |
| 8番  | 野 島 武 夫     | 9番  | 西 上 た だ し |
| 10番 | 中 村 き よ し   | 11番 | 大 后 治 雄   |
| 12番 | 荒 幡 伸 一     | 13番 | 中 村 す ぐ る |
| 14番 | 稲 垣 裕 二     |     |           |

○ 欠席議員（1名）

1番 湯 澤 綾 子

○ 出席説明員

|  |         |  |         |
|--|---------|--|---------|
| 企業長兼院長                                   | 上 西 紀 夫 | 監 査 委 員                                  | 赤 木 盛 一 |
| 副 院 長                                    | 藤 田 彰   | 副 院 長                                    | 川 口 淳   |
| 副 院 長                                    | 山 口 浩 和 | 事 務 局 長                                  | 原 口 博   |
| 事 務 局 次 長<br>兼 経 営 企 画 課 長 兼 会 計 担 当 課 長 | 小 林 忠 幸 | 事 務 局 担 当 次 長<br>兼 医 事 課 長 兼 連 携 担 当 課 長 | 金 井 弘 子 |
| 総 務 課 長                                  | 野 口 尚 巳 | 人 事 課 長                                  | 笹 野 孝   |
| 業 務 課 長                                  | 手 塚 達 也 | 予 防 健 診 担 当 課 長                          | 山 下 准   |

○ 議会職員出席者

|       |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|
| 書 記 長 | 小 林 忠 幸 | 書 記 次 長 | 芳 賀 琢 馬 |
| 書 記   | 高 橋 賢 治 |         |         |

○ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 議案第7号 昭和病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第8号 昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第9号 令和3年度昭和病院企業団病院事業決算の認定について

午前9時24分 開会・開議

- 議長（幸田 昌之） それでは、開会宣言を行います。

改めまして、皆様、おはようございます。ただいまの出席議員数は13名です。

なお、本日、小金井市、湯澤議員から欠席の届出がされております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年昭和病院企業団議会第2回定例会を開会いたします。

- 議長（幸田 昌之） ここで、上西企業長より発言を求められておりますので、許可いたします。

- 企業長（上西 紀夫） おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、令和4年第2回定例会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、先日の行政視察に御参加をいただきまして、ありがとうございました。いろいろと御参考になったと思いますし、私自身も勉強になりましたが、今後とも企業団の運営への御指導をいただければと存じます。よろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策でございますが、新型コロナウイルス感染症患者の減少に伴いまして、正面玄関の発熱テント外来での検査を9月14日より休止しております。また、入院患者数も減少し、東京都からの確保病床の依頼数が縮小されたため、確保病床数を10月18日から重症4、中等症18床の合計22床に縮小いたしました。

しかしながら、皆様御存じのとおり昨今の感染拡大に伴いまして、11月4日には都からの病床確保依頼数が拡大されまして、現在は合計29床に拡大をしております。本日の新型コロナウイルス感染患者の入院患者数は18名となっておりますが、むしろ問題は家族内感染によりまして職員の感染あるいは濃厚接触者が増加しており、これが診療の支障になっているということが問題であります。いずれにしましても今後も状況を見ながら対応していきたいと思っております。

病院運営につきましては、8月の企業団議会第1回臨時会で補正予算の御承認をいただきました手術支援用ロボット、ダヴィンチについて、9月下旬に納入し設置をいたしました。今後、稼働に向けて体制を整備し、本年12月より手術を開始する予定でございます。地域住民の皆様への質の高い医療の提供に努めてまいりたいと思っております。なお、ダヴィンチにつきましては会議終了後に紹介動画を御覧いただきたいと思っております。

さて、本日の案件でございますが、行政報告では当院の中期計画の令和3年度の評価等について御報告をいたします。

また、議案の令和3年度の病院事業決算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け患者数が減少した令和2年度に比べ医業収益が改善したことや、医業外収益においても令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症関連の補助金等の収入がありまして、収益的収支は15億円余りの黒字となりましたが、残念ながら医業収支の損失計上は

続いておるのが現状でございます。今後、令和6年度から始まります医師の働き方改革に向けた対応を進め、引き続き感染症対策も行いながら高度急性期医療が必要な患者さんを受け入れ、収支の改善に努める必要があると認識しております。

詳細につきましては、後ほど事務局より説明させていただきます。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。

- 議長（幸田 昌之） 続きまして、諸般の報告をいたします。

まず、監査委員から令和4年6月分から8月分の昭和病院企業団病院事業会計出納検査の結果についての報告及び資金不足比率審査報告書が提出されております。お手元に配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、日程に従いまして、本日の会議を進めます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（幸田 昌之） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定によりまして、議長において指名いたします。本日は、4番、吉本ゆうすけ議員、11番、大后治雄議員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（幸田 昌之） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

#### 日程第3 行政報告

- 議長（幸田 昌之） それでは、日程第3、行政報告を行います。

報告は、患者実績、収支概況、中期計画の点検・評価の3件でございます。

質疑につきましては、3件全ての報告が終わった後に順次行いますので、よろしくお願いいたします。最後に、行政報告以外の全般的な事項について質疑をお受けいたします。

まず、行政報告（1）令和4年度公立昭和病院4月～9月期の取扱患者実績についての報告をお願いいたします。金井医事課長。

- 医事課長（金井 弘子） それでは、患者実績につきまして御報告いたします。

お手元に配付いたしております行政報告（1）令和4年度公立昭和病院4月～9月期取扱

患者実績を御覧いただきたいと存じます。

上段の表の業務の実績でございますが、区分欄、入院、外来の一番上の行を1日当たりの平均患者数、次の行が延べ患者数を示しておりますので、この数を中心にA欄の予算との比較でB欄の実績、C欄の差引き、F欄の過不足、G欄の達成率を御報告させていただきます。

それでは、区分欄、入院のA欄1日平均患者数の予算402人に対しまして、B欄の実績は357人、C欄の予算に対する実績の差引きで45人の減となっております。F欄の過不足は予算延べ患者数に対する実績延べ患者数となりますが8,228人の減となり、G欄の予算に対する達成率は88.8%となっております。区分欄、入院の「うち（感染症）」ですが、感染症科入院患者実績を再掲いたしております。新型コロナウイルス感染症の疑い患者及び陽性患者の収容により、延べ入院患者数は1,785人、1日平均患者数9.8人ございました。

次に、外来では、A欄の1日平均患者数の予算1,035人に対しまして、B欄の実績は1,009.7人、C欄の予算に対する実績の差引きで25.3人の減となっております。F欄の延べ患者数の過不足では3,111人の減で、G欄の予算に対する達成率は97.6%となっております。次の「（参考）外来」は、土日等の休日を除いた患者数を参考までに再掲いたしております。

続きまして、下段の表になります。（参考）として、人間ドック受診者数につきまして、各区分欄の上段の数で御報告申し上げます。

人間ドック、脳ドックともに、1番上の行が1回当たりの平均受診者数、次の行が延べ受診者数でございます。A欄の予算、B欄の実績、F欄の予算に対する実績の過不足、G欄の予算達成率を中心に御説明いたします。

1日ドックは予算18人に対しまして実績12.5人、F欄の過不足は677人の減となり、69.4%の予算達成率となっております。脳ドックは予算1.5人に対しまして実績2.0人、F欄の過不足は12人の増となり、134.3%の予算達成率となっております。半日ドックは1月当たりの受診者数でございます。予算46.6人に対しまして実績44人、F欄の過不足は16人の減となり、94.3%の予算達成率となっております。

患者実績につきましては、以上でございます。

○ 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。

続きまして、行政報告（2）令和4年度昭和病院企業団病院事業会計4～9月期収支概況についての報告をお願いいたします。小林会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） それでは、行政報告（2）令和4年度昭和病院企業団病院事業会計4～9月期収支概況を御覧ください。

今回は日程の関係上、9月分の連結出納検査が済んでおりませんが、四半期の区切りとしまして9月までの上半期の実績を予算額との比較で説明をいたします。

初めに、上段の収益的収支（予算第3条）の表を御覧ください。この表の上段の収益的収入の一番下の行に合計がございます。こちらの（B）欄、執行額計は103億1,523万円となりまして、下半分の収益的支出の合計の（B）欄、執行額計は84億2,141万6,000円となりまして、9月までの執行額計の収支差引きでは18億9,381万4,000円の収入増となっております。

現時点で収入増となっている理由でございますが、（C）欄、執行率の下段の収益的支出

の中で2行目の給与費が40.9%、その下2行目の経費が44.5%の執行率となっていることに加えまして、減価償却費ほかでは、減価償却費が年度末に執行いたしますので、現時点では研究研修費の執行に限られていることなどから、費用の執行額が低く抑えられております。また、収益的収入の中の医業外収益9月分の執行額になりますが、こちらが11億3,000万8,000円となっております。このうち例年の構成市分賦金、4期分割していただいております第3期分、約3億7,000万円の収入がございます。そして、そのほかに新型コロナ関連の補助金で合計約7億円の収入が9月にありましたので、現時点で収支差18億円余りの収入増となっております。

続きまして、(D)欄の予算に対する過不足額を御覧ください。1行目の入院収益は7億5,308万円の減収、2行目の外来収益は6,225万7,000円の減収となっております。この詳細につきまして、右側の備考欄を御覧ください。9月までの累計の実績でございますが、入院が予算比で1日平均の患者数45.0人の減、1日1人当たりの平均診療単価が797円の減、外来が1日平均の患者数が25.3人の減、1日1人当たりの平均診療単価は25円の増となっておりますが、予算の未達成となりました。

続きまして、下段の表、資本的収支(予算第4条)の表を御覧ください。資本的収入になりますが、(B)欄、執行額計は42万円となり、右側(D)覧の予算額に対する執行過不足額では1,814万4,000円の不足となっております。この不足は補助金の未収入でございまして、年度末にかけて今後、収入を予定しております。

次に、資本的支出ですが、(B)欄、執行額計は6億9,840万9,000円となり、右の(D)欄の予算額に対する過不足額では2億5,541万円となっております。こちらは、8月の臨時会でお認めいただいた補正予算にて、9月に手術支援ロボットを購入したことによるものでございます。なお、今後、年度末にかけまして、企業債の元金償還金のほか器械備品購入費等の建設改良費の執行予定がございます。

続きまして、裏面の参考資料、前年度比較表を御覧ください。収益的収支の前年度比較になります。左側半分が予算額、右側半分が9月までの累計の執行額となっております。

それでは右側の執行額につきまして、一番右の列、対前年度執行額比較の欄を御覧ください。まず、上段の収益的収入の合計では100.8%と、0.8%の増となっております。これは医業収益が増加したことによるものでして、まず入院収益が100.6%、外来収益が101.6%、その他医業収益、こちらは人間ドック等の収益でございしますが、こちらが103.4%となりました。また、医業外収益につきましても100.6%と微増となっております。

続きまして下の欄、収益的支出の合計ですが、こちらは103.0%と、3.0%の増となりました。これは、医業収益の増加に伴い材料費が増加したほか、経費では原油の高騰や円安の影響を受けまして光熱費の増により増加したためです。

収支概況に関する報告は以上でございます。

続きまして、行政報告(2)の2の令和4年度重要な資産の取得に係る契約に関する報告を御覧ください。本件は重要な資産の取得としまして、予算で議決をしております予定価格2,000万円以上の器械備品の購入に関しまして報告するものでございます。

契約の件名は「da Vinci Xi サージカルシステム」の買入りで、契約決定業者はインテュイティブサージカル合同会社でございます。

令和4年9月26日に納品されまして、手術室に設置し、稼働準備中でございます。契約金額は3億4,881万円で、契約手続は特命随意契約としております。

本機器につきましては、地域住民のために一刻も早くロボット支援手術を導入する目的で8月の臨時会で予算補正をお願いしたものでございまして、その当時、来年度、本格稼働を想定しまして指導医派遣時期や技能トレーニング期間等の関係で年内の設置完了のほか、医療機器の半導体不足等による価格高騰や品不足に陥ることも予想されましたため、早期の契約締結を目指しておりました。結果、もくろみどおり早期の契約手続が進められまして、また、粘り強く価格交渉もできましたことから、見込みをかなり下回る価格で契約できたところでございます。

収支概況及び重要な資産の取得についての報告は以上でございます。

○ 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。

続きまして、行政報告（3）令和3年度公立昭和病院中期計画の点検・評価についての報告をお願いいたします。小林経営企画課長。

○ 経営企画課長（小林 忠幸） それでは、お手元の行政報告（3）公立昭和病院中期計画の点検・評価について御説明いたします。

本件は、公立昭和病院中期計画検討委員会におきまして点検・評価を受け、それを報告書としてまとめたものでございます。

それでは報告書の内容を御説明いたします。

まずは1ページをお開きください。「はじめに」といたしまして、上段でこれまでの中期計画の策定や改定の経緯、それから中段では令和3年度の運営状況、下段では質の高い医療の継続的な提供のための今後の経営努力について、病院側の報告として記載しております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、2ページからが検討委員会の評価内容でございます。

ローマ数字のI点検・評価の1財政計画という中の（1）財政収支計画、アの収益的収入及び支出につきましては、記載にありますとおり、令和3年度の当期純利益は15億240万4,000円の純利益を計上し黒字決算となりましたが、入院、外来ともに患者数目標の未達成により医業収益は目標を達成できていない。また、医業費用は給与費と材料費以外は目標を達成したが、全体の達成率としては目標達成できていないとの評価でございます。

続きまして、このページの下から3行目の数字の2番、事業運営の具体的な取組に関しましてですが、こちらは6ページを御覧いただきたいと思っております。

6ページから10ページまでが、事業運営の具体的な取組になっております。こちらの表では、病院の理念と方針で掲げている6つの方針ごとに設定した各種取組につきまして点検・評価をまとめております。Aが目標達成、Bは進捗中、Cは未達成のため今後も取り組む課題としまして、3段階の評価になっております。

維持目標及び継続目標となっております33項目のうち、Aは17項目、Bが3項目、C未達

成が13項目となりました。全体として、新型コロナウイルス感染症の影響による受診者の減少及び感染拡大防止を目的として集会を伴う計画の中止が相次いだことによる目標未達成が目立ちます。

それでは、C未達成を中心に特筆する部分を申し上げます。

まず、6ページの1番の(1)の上から2つ目、逆紹介率や4つ目の入退院支援加算等算定件数、それから(2)番の医療ICTネットワークへの参加施設数についてCということでございます。

続きまして、右側の7ページでは、3の(1)番と(2)番、救急車の受入件数それから全身麻酔等の手術件数につきまして、C評価となっています。次に、すぐ下の4の(1)の3項目、公開講座のDVD上映などは新型コロナの影響で未達成でございます。(2)の通院治療センター利用延数はコロナ前に戻っているところです。4の(3)検診受診者数につきましては、次の8ページにかけましてその多くが未達成となっております。

次の8ページをお願いいたします。8ページ、5番の(3)の研修医の確保率についても、当院の後期臨床研修医プログラムとしては未達成となりましたが、特記事項欄に参考としてありますように他病院プログラムの専攻医を含めまして確保に努めておりまして、B評価としております。続きまして、6の(1)病棟及び病床の再編に関しましては、令和3年5月に南8階に眼科外来の機能を移転しまして、簡易手術も行えるアイセンターの運用を開始いたしました。また、10月に、旧眼科外来の跡地につきましては、患者サポートセンターの運用を開始しております。

続きまして、右側9ページをお願いいたします。6の(5)の1日ドック受診者数は、こちらも感染症の影響もありまして未達成のC評価としております。また、7の医療安全に関するインシデントレポート、オカレンスレポートの提出につきましては、(1)のレポート提出率は、一部基準に満たないまでもおおむね達成に近くB評価としまして、(2)はCの評価としております。

取組についての説明は以上でございます。

最後に3ページにお戻りいただけますでしょうか。数字の3番、総括でございますが、上中段にかけまして、病院の現況からコロナ禍における令和3年度の経営状況について記載しておりまして、最後のほう、一番下のほうでは、今後の積極的な患者受入れ等の効率的な病院運営への期待や質の高い医療を継続的に提供するための経営改善の推進を求めるとの意見が記述されております。

点検・評価報告書の説明は以上でございます。

---

○ 議長(幸田 昌之) それでは、行政報告に対する質疑を行います。質疑は報告事項ごとに行います。なお、質疑につきましては、昭和病院企業団議会会議規則第50条の規定に基づき、同一議員につき同一議題について2回までとしておりますので、御留意のほどよろしく願いをいたします。

御発言がある方は手を挙げていただき、私が指名させていただきますので、お近くのマイ

クを使っていたら、その場で立っていただいて質疑をしていただきますよう、お願いをいたします。

初めに、行政報告（１）令和４年度公立昭和病院４月～９月期取扱患者実績についての質疑をお受けいたします。

質疑、ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○ 議 長（幸田 昌之） なしでいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。

次に、行政報告（２）令和４年度昭和病院企業団病院事業会計４月～９月期収支概況についての質疑をお受けいたします。

質疑、ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○ 議 長（幸田 昌之） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。

次に、行政報告（３）令和３年度公立病院中期計画の点検・評価についての質疑をお受けいたします。

質疑はございますでしょうか。７番、三浦議員。

○ ７ 番（三浦 猛） 点検・評価報告書の中では６の（４）薬価の安い後発薬品の採用を増やしていると、これはA評価ということで、いいことだと思います。

ちょっとここに関連して、この際お聞きしたいことがあります。これは地域の薬局、薬剤師さんから声が上がってしまっていて、非常にこのジェネリック含めて薬品が手に入りにくい。お医者さんから処方されるものの、そろわない、そろえられない、こういった状況が非常に続いていて困っているという声があります。昭和病院として、そういった地域の薬剤師さんからの声に対する対応、また、この現状、処方した薬がタイムリーに届かない可能性がある。こういった捉え方、どういうふうを考えているか、その対応等含めて、お伺いしたいと思います。

○ 議 長（幸田 昌之） 上西企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） 三浦議員から御質問がありましたが、なかなか難しい問題で、ジェネリックの薬の原資はかなりの部分が海外から輸入しています。ウクライナの戦争等があつて、手に入りにくいという状況があります。それから、国内のジェネリックメーカーが、幾つかいろんな問題があつて生産を停止しています。そういういろんなことが加わって、ジェネリックの基になる薬そのものが少ないんです。正式なメーカーさんはその薬をちゃんと作る技術はありますが、これはマル秘なものですから、ジェネリックのメーカーさんたちはその手法を使えないということがあります。

その一方、当院のジェネリックの使用率がほぼ90%ですが、これを下げますと診療報酬で

低く評価されてしまうということで非常に難しい状況がありますので、少し状況を見ながら、どの程度影響があるかどうか。本当は患者さんに薬が行くのは当然のことだと思いますが、経営上のバランスも考えるとなかなか難しい問題です。この辺は、むしろ国のほうで何とかしてほしいというのが、私どもの印象でございます。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） 7番、三浦議員。
- 7番（三浦 猛） 状況、分かりました。複雑な問題が絡み合っているということです。メーカーからの流通の問題とか闇が深い部分もあるという話も聞いてあるところですが、けれども、当面、処方を出すときにメーカー指定までやるお医者さんがいたり、そうでもないお医者さんがいたりするというのも耳にしておりますけれども、地域の薬剤師さんからの処方に対しての相談があれば、臨機応変に動いていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） 御要望でいいですか。  
ほかはいかがでしょう。6番、小町議員。
- 6番（小町 明夫） 6番、小町でございます。この評価書の7ページなんですけれども、どうしても昭和病院はこの地域の高度急性期病院であって、がん拠点病院である中で、どうしても評価がCが散見というよりもほとんどになってしまう状況にあるというのは、コロナ禍だということ一言で終わらせてはいけないんじゃないかなという気もするんですよね。重篤化してから病院に来る、診察を受けるというようなことになると、患者さんも大変な思いもするでしょうし、その辺がすごく心配になってくるわけですが、当院としてどのように分析、評価し、今後生かしていくのか、そこを聞かせてください。

- 議長（幸田 昌之） 上西企業長。
- 企業長（上西 紀夫） コロナで言い訳をするなということだと思いますが、現実にはこの公開講座も少し始めましたし、それから、いわゆるドクターたちとの連携の会議をウェブで少しずつ開始をしております。また、学校への訪問をして説明するのも少しずつ始めています。それから、ダヴィンチ等もそうですけれども、当院ががんできちんとやっているというデータを、広報紙とか、あるいはいろんな形で今、出しつつありますので、それらをしながら実績を積み上げていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） よろしいでしょうか。  
ほかいかがでしょう。よろしいですか。  
[発言する者なし]
- 議長（幸田 昌之） ほかに特になければ、質疑なしと認めます。  
それでは、以上で行政報告3件に対する質疑を終了いたします。  
それでは、行政報告以外の全般的な事項について質疑ございますでしょうか。  
[発言する者なし]

○ 議 長（幸田 昌之） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。

これもちまして、行政報告を終わります。

---

日程第4 議案第7号 昭和病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部  
を改正する条例

○ 議 長（幸田 昌之） 続きまして、日程第4、議案第7号、昭和病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上西企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） それでは、議案第7号、昭和病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され育児休業を原則2回まで取得できるようになったこと及び国家公務員の人事院規則の一部が改正され非常勤職員の育児休業の取得条件が緩和されたことなどに対応するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。施行期日は公布の日を予定しております。

以上が本案の内容でございますが、詳細につきましては事務局から説明いたしますので、よろしく御審議、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○ 議 長（幸田 昌之） それでは、詳細説明をお願いいたします。原口事務局長。

○ 事務局長（原口 博） それでは、議案第7号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正されたことなどに対応するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容といたしましては、非常勤職員の育児休業の現行の取得要件の1つとしまして、子が1歳6か月に達する日までに任期が満了することが明らかでないこととしているところを、子の出生の日から57日間の期間の末日から6か月を経過する日までに任期が満了することが明らかでないことに緩和いたします。

また、非常勤職員が配偶者と交代で育児休業を取得しやすくするため、子が1歳以降に育児休業を取得しようとする場合の要件を柔軟化いたします。具体的には、現行の非常勤職員が子の1歳以降の育児休業を夫婦などで交代して取得する場合に、配偶者の育児休業終了日の翌日からしか職員の育児休業ができなかったものを、改正案では配偶者の育児休業終了日以前から取得できるよう柔軟化するものでございます。

また、同法において育児休業の取得回数が原則1回から原則2回に緩和されたことに伴い、条例に規定している、原則の回数を超えて再度の育児休業を取得できる特別の事情に当たる対象のうち、配偶者が三月以上の期間にわたり育児休業をしている場合は育児休業等計画書を提出することにより職員本人の再度の育児休業を認めるようにしている規定を、改正案にて削除いたします。また、これに伴い条例第7条中の育児休業等計画書を、育児短時間勤務

計画書に名称を変更いたします。そのほか、再度の育児休業を取得できる対象につき、現行では非常勤職員の任期の更新時を規定しておりますが、改正案では非常勤職員のほかに任期付職員の任期の更新時を対象に加えます。

以上が本案の内容になります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（幸田 昌之） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

- 議長（幸田 昌之） 特になければ質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第7号、昭和病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第8号 昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（幸田 昌之） 続きまして、日程第5、議案第8号、昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上西企業長。

- 企業長（上西 紀夫） それでは、議案第8号、昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、今般の東京都人事委員会の勧告に倣い引上げを予定している職員の期末勤勉手当と同様に、企業長の期末手当の支給率を年間で0.1月引き上げるものでございます。本条例の施行期日は令和4年12月1日を予定し、本年12月支給分からの実施を考えております。

以上が本案の内容でございます。詳細につきましては事務局から説明しますので、よろしく御審議、御決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） それでは、詳細説明をお願いいたします。原口事務局長。

- 事務局長（原口 博） それでは、議案第8号につきまして詳細説明を申し上げます。

企業長の期末手当の支給率につきましては、昨年及び一昨年と、東京都人事委員会の勧告に倣いまして企業団職員と同様に引き下げてきた経緯がございます。今般の東京都人事委員会の勧告に倣いまして、職員の期末勤勉手当について企業管理規程の一部改正により年間で0.1月引き上げる検討をしておりますが、これに併せ本案は企業長の期末勤勉手当の支給率

を引き上げるものでございます。

内容といたしましては、本年12月の期末手当の支給率を2.15月から2.25月とし、0.1月引き上げるものでございます。また、来年度以降の期末手当につきましては6月及び12月の支給率をそれぞれ2.15月から2.2月とし、年間で合わせて0.1月引き上げるものでございます。

以上が本案の内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

- 議 長（幸田 昌之） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

- 議 長（幸田 昌之） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（幸田 昌之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第8号、昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議 長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議 長（幸田 昌之） それでは、ここで休憩をいたします。おおむね10分間の休憩を取りまして、10時15分より再開いたします。よろしくお願いいたします。なお、休憩中に赤木監査委員に入場していただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

午前10時06分 休憩

午前10時32分 再開

- 議 長（幸田 昌之） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第6 議案第9号 令和3年度昭和病院企業団病院事業決算の認定について

- 議 長（幸田 昌之） 日程第6、議案第9号、令和3年度昭和病院企業団病院事業決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上西企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第9号につきまして、御説明を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき監査委員の審査を受け、同条第4項の規定により監査委員の意見書を付して御提案申し上げます。

令和3年度は、感染症指定医療機関として前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の

特に中等症から重症、重篤な患者さんの治療に当たりました。また、並行して救急、がん、周産期など急性期及び高度専門医療を中心に、感染対策に留意しながら通常診療を継続し現在に至っております。このような中、アイセンター及び患者サポートセンターを開設し、診療機能の集約化や患者説明及び指導の充実を図るとともに、更新期限を迎えた公益社団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認証を引き続き受けることができましたことなど、地域の高度・急性期医療センターとして医療の質の維持・向上に努めてまいりました。

さて、令和3年度決算でございますが、予算第3条の収益的収支では収益総額が213億921万円余り、費用総額が198億86万円余りとなり、純利益15億240万円余りを計上いたしました。これにより前年度からの繰越欠損金を処理した結果、2億8,507万円余りの欠損金を繰り越すこととなったところでございます。

続きまして、予算第4条の資本的収支でございますが、決算額は収入が5,905万円余り、支出が7億8,754万円余りとなり、収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金ほかで補填したところでございます。

以上が本案の概要でございます。なお、詳細につきましては事務局から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○ 議長（幸田 昌之） それでは、詳細について説明をお願いいたします。原口事務局長。

○ 事務局長（原口 博） それでは、令和3年度昭和病院企業団病院事業決算の認定について御説明いたします。

初めに、決算に関わる事業概況について報告いたします。恐れ入りますが、決算書22ページをお開きください。

1の概況（1）総括事項を御覧ください。簡単に概要を申し上げます。

公立昭和病院は、構成市内唯一の三次救急医療機関であり、各種の指定を受けた地域の高度・急性期医療センターとして地域で完結する医療を目指しております。令和3年度も前年度に引き続き感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症への対応を行いつつ、逼迫した一般医療への対応も両立して行い、感染状況により刻々と変化する医療ニーズに対し臨機応変かつ的確に対応いたしました。

新型コロナウイルス感染症への対応といたしましては、令和2年度に引き続きPCR検査外来の実施及び入院重点医療機関として中等症から重症患者の入院を受け入れました。特に7月から8月にかけてのデルタ株による第5波では重症化する患者が多かったため、東京都入院調整本部や近隣の医療機関と連携しながらネーザルハイフローや人工呼吸器を使用する中等症2から重症の患者を当院で受け入れ、状態の安定した患者さんは後方の医療機関に転院していただき、空いたベッドに新たな重症患者を受け入れることで中等症以上を受け入れるベッド、医療資源を効率的に提供することができたところでございます。また、1月から2月にかけてのオミクロン株による第6波では、重症化する患者は少ないものの感染力が高いというウイルスの特徴により一部病棟を閉鎖せざるを得ない状況になりましたが、日頃か

らの徹底した感染予防対策により短期間で収束させることができました。感染者が増加した時期には、先に延ばすことが可能な手術は延期、一部外来診療の紹介患者のみへの制限など、令和3年度も同感染症が病院経営に与える影響は依然として大きいものがありましたが、当院は感染症指定医療機関として地域の感染症対策において令和4年度も中核的な役割を果たしていく必要がございます。

病院の機能を強化する取組としましては、アイセンター及び患者サポートセンターの開設、予防・健診では甲状腺機能検査、骨密度検査の精緻化や経鼻内視鏡の導入、そのほか患者サービス向上のための取組といたしまして、スマートフォンアプリの「マイホスピタル」による後払いシステムの導入、診療費自動精算機更新に伴うクレジットカードの対応、マイナンバーカード対応オンライン資格確認の導入などを行いました。

医療の質の向上及び経営改善に係る取組といたしましては、病院機能評価の認証が更新できたことや、給食調理の全面委託化による管理栄養士の業務を栄養指導など患者さんの対応を中心とすることなど、医療の質の向上及び診療報酬の獲得に努めました。

主な医療機器の整備としましては、移動型デジタル式汎用一体型X線透視診断装置及び眼科手術用顕微鏡を設置いたしました。

事業概況の報告はこのような内容でまとめております。

次の(2)経営指標に関する事項は、地方公営企業法施行規則の一部改正により、新たに決算書に記載すべき事項として追加されたものでございます。経営の実態を端的に示す経営指標に関する報告を記載することで、経営の状況や見通しについて住民や議会の理解を深めていただくことを目的とされております。

当企業団では、過去5年度分の主な経営指標、財務指標を掲載いたしました。なお、経常収支比率につきましては、指標の表示方法が公営企業法では自治体の指標と異なりまして、収益が費用を上回った場合に100%を超えて黒字ということになります。

内容につきまして、経営改善の視点で概略を申し上げます。

表の下から4行目、給与費対医業収益比率は、医業収益に対して医業費用の給与費が占める割合を示しております。こちら62%ですが、一般的には50%台が望ましいとされております。また、表の2行目、医業収支比率、医業活動により生じた医業費用に対する医業収益の割合を示しております。こちらが88.1%ですが、100%になると医業収支で収支均衡となります。そのためには、表の4行目、病床稼働率が71.2%ですが、こちら80%以上を目指して稼働を上げるなど医業収益を増加していく必要がございます。

続きまして、決算計数などの概要を御説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の目次のページをお開きください。まず、大まかなページ構成を御紹介いたします。2ページから20ページまでが決算報告書並びに財務諸表になります。2ページから5ページまでが決算報告書で税込み、6ページから財務諸表になりまして税抜きになっております。したがって、決算報告書と財務諸表を比較しますと、税込み、税抜きの関係で計数に差がございますので御了承ください。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。令和3年度昭和病院企業団病院事業決

算報告書の（１）収益的収入及び支出を御覧ください。

上段、収入の第１款、病院事業収益の決算額は213億921万4,530円でございます。予算額と比較し12億5,502万2,530円の増収となっております。増収の主な理由は、次の行の２項、医業外収益の21億6,309万円余りの増でございます。

次に下段、支出を御覧ください。まず、第１款、病院事業費用の決算額は198億86万8,013円で、予算額と比較し６億332万3,987円の不用額が生じております。第２項の医業費用の５億6,555万円余りの不用額が主な理由でございます。

この決算収支につきまして、もう少し御説明いたします。別にお配りしております資料、A４の３枚、両面のホチキス留めの資料、議案第９号資料、令和３年度昭和病院企業団病院事業決算報告書（予算執行状況説明書・税込）を御覧いただきたいと思っております。

１ページ目の第１項、医業収益を御覧ください。先ほど減収と説明いたしましたが、右側の予算額に比べ決算額の増減、こちらの欄を御覧ください。第１目、入院収益におきまして10億7,784万円余りの減収となっております。第２目、外来収益は１億9,669万円余りの増収となっております。第２項、医業外収益では21億6,309万円余りの増収となっております。増収の主な理由は、第３目、補助金で18億2,179万円余りの増、第７目、その他医業外収益で３億2,734万円余りの増となっております。それぞれ新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関に対する補助金及び謝金等でございます。

費用に関しましては、１枚おめくりいただきまして２ページの第２項、医業費用の第１目、給与費で２億5,516万円余り、第２目、材料費で5,347万円余りの不用額が生じております。右側の３ページ、第３目、経費、こちらで２億2,085万円余りの不用額が生じております。また、１枚おめくりいただきまして４ページ、第２項、医業費用の第７目、研究研修費、こちらで2,961万円余りの不用額が生じております。

申し訳ございません。決算書にお戻りいただきまして、４ページ、５ページをお開きください。資本的収入及び支出になります。

まず、上段、収入になりますが、第１款、資本的収入の決算額は5,905万円となり、予算額と比較し2,192万3,000円の増収となっております。増収の主な理由は、第２項、補助金の増で、新型コロナウイルス感染症関連の設備整備補助金の増によるものでございます。

次に、下段、支出を御覧ください。まず、第１款、資本的支出の決算額は７億8,754万1,684円で、予算額と比較し9,845万円余りの不用額が生じております。主な理由は、第１項、建設改良費で9,845万円余りが不用となったためでございます。

これらの結果、予算第４条の資本的収支で、収入額が支出額に対して不足する額７億2,849万1,684円は、欄外記載のとおり、損益勘定留保資金７億2,771万1,873円、及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額77万9,811円で補填しております。

続きまして、６ページから22ページまでが財務諸表になっております。税抜きの表示となっております。

初めに、６ページの（１）損益計算書になりますが、下から３行目の当年度純利益は15億240万3,187円となり、前年度繰越欠損金と合計した当年度未処理欠損金は２億8,507万968円

となったところでございます。

続きまして、右の7ページ(2) 剰余金計算書は、資本関係の資本金及び剰余金につきまして、前年度からの増減により決算年度末の残高を表示しております。損益計算書の説明で申し上げました当年度未処理欠損金の変動したほかは、資本金及び資本剰余金の額に変動はなく、表の右下、資本合計の当年度末残高は100億7,378万305円となったところでございます。

続きまして、下の表(3) 欠損金処理計算書になります。議会の議決等をいただく処理事案はありませんでした。

続きまして、8ページ、9ページの貸借対照表を御覧ください。8ページ、資産の部、1、固定資産の(1)有形固定資産と(2)無形固定資産と(3)投資その他の資産を合わせた固定資産合計は、右端、とじ込み寄りになりますが、126億180万5,268円となっております。

次に、2、流動資産になりますが、その内容は現金預金、未収金などを合わせたもので、流動資産の合計は、下から2行目、111億7,436万368円。固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、237億7,616万5,636円となっております。

次に、9ページをお願いいたします。負債の部になりますが、3、固定負債。こちらの内容は、企業債の元金の令和5年度以降返済予定の残高、並びに退職給付引当金及び修繕引当金となりまして、こちらを合わせた固定負債合計は107億6,819万287円となっております。

4、流動負債。こちらの内容は企業債の元金で、令和4年度中の返済予定額を計上しております。(5)引当金では、令和4年度6月期に支給予定の期末勤勉手当に係る一部の額を引当金に計上しております。これらを合計した流動負債合計は24億4,230万1,034円となっております。

5の繰延収益の長期前受金は7億4,235万6,736円となっております。建設改良の器械備品などの資産購入に充てた補助金の累計額となっております。次の長期前受金収益化累計額。こちらのマイナス2億5,046万2,726円は、長期前受金を減価償却と同様に償却年数で分割して毎年度収益化するため、負債側にマイナスの数字で記載することとされております。

これら固定負債、流動負債及び繰延収益を合わせた負債合計は、137億238万5,331円となっております。

下段が資本の部になります。6、資本金は右端の103億4,635万6,912円。7、剰余金では、(1)のアの寄付金が1,249万4,361円、(2)のアの当年度の欠損金が2億8,507万968円となり、資本合計は100億7,378万305円となっております。

この右のページの合計、負債資本合計は237億7,616万5,636円で、左のページの資産合計とは同額となり、バランスしております。

10ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書になります。現金の動きについて、ローマ数字のⅠ、業務活動によるキャッシュ・フロー、Ⅱ、投資活動によるキャッシュ・フロー、Ⅲ、財務活動によるキャッシュ・フローに分けて表示しております。下から3行目のローマ数字Ⅳ、資金増加額(又は減少額)は12億2,896万266円となり、最下段の期末残高は75億4,446万131円となり、貸借対照表の現金預金残高と一致しております。

次の11ページからは、附属明細書になります。

まず、ページ構成ですが、11ページから15ページまでが収益・費用明細書、税抜きで記載されているほか、科目区分を節まで細かく分類しております。次に、16ページ、17ページが固定資産明細書で、上から有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産について、年度中の増減をまとめております。次に、18ページ、19ページは企業債明細書で、企業債借入れの状況、償還額や未償還残高などをまとめております。次に、20ページが注記で、I、重要な会計方針に係る事項に関する注記などを記載しております。

1ページ飛ばしていただきまして、22ページ、23ページをお開きください。こちらは事業報告書になります。冒頭で説明させていただきました事業概要でございます。次に24ページ、25ページは企業団議会関係の事項でございます。次の26ページは、監査委員に関する事項、開設者協議会関係の事項、行政官公庁許認可事項でございます。27ページは、職員に関する事項及び料金その他供給条件の設定・変更に関する事項でございます。28ページは建設工事の概況と保存工事等の概況になってございます。29ページから30ページは固定資産購入に関する事項でございます。

次の31ページから業務の実績を掲載しております。31ページは患者数及び診療収益。次のページ、32ページは科別患者数、右側のページ、33ページの中段辺りには人間ドックの利用状況などを記載しております。

34ページから37ページは事業収支に関する事項として、予算第3条の収益的収入・支出の決算額を、消費税込み、税抜きの2段書きで前年度と比較しております。この事業収支の表につきまして、特筆する部分を御説明いたします。

まず、34ページ、35ページの事業収入に関する事項についてですが、2段書き上段の税抜き数字で御説明いたします。

一番下の収益合計の欄の右から3列目、対前年度増減、こちらの欄を御覧ください。7億2,309万円余り前年度より増加しております。これは上段、1、医業収益の増によるものです。（1）入院収益が7億9,557万円余りの増、（2）外来収益が5億7,419万円余りの増加となっております。

その要因ですが、お手数ですが31ページにお戻りください。表の上段、入院の増減の行を御覧ください。対前年度比で1日平均患者数が8.9人の増、1人1日平均の診療単価が4,174円の増となりました。外来は、対前年度比で1日平均患者数が99.2人の増、1人1日平均の診療単価が391円の増となりました。なお、2、医業外収益の（7）その他医業外収益が7億8,572万円余りの減となりました。こちらは前年度にはあった構成市及び東京都の新型コロナウイルス感染症対応に関する財政支援金がなくなったため、その分の減でございます。

次に、36ページ、37ページを御覧ください。事業費に関する事項についてですが、一番下の費用合計の欄の右から3列目、対前年度増減、こちらの欄を御覧ください。1億6,331万円余り前年度より増加しております。2の医業費用の（2）材料費が2億6,279万円余り、（3）経費が1億6,251万円余りの増加が影響しております。

次に、38ページをお願いいたします。会計を御覧ください。こちら、まず（1）重要契約

の要旨のイ、器械備品の購入契約に2件の契約がございます。中段は(2)企業債及び一時借入金の概況で、ア、企業債に残高がございます。イ、一時借入金の実績がありませんでした。続いて(3)債権放棄の概況になりますが、これは債権管理条例に基づきました診療料等の不納欠損処理を理由別に集計しております。

最後になりますが、39ページの構成市分賦金の推移を御覧ください。令和3年度は総額で15億円を繰り入れております。

決算書の説明は、以上でございます。

それと資金不足比率に関してですが、まず配付資料に資金不足比率報告書がございます。この資金不足比率の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして資金不足比率を表したものでございます。令和3年度におきましても資金不足はございませんでした。

大変長い説明になりましたが、令和3年度決算書に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 議長(幸田 昌之) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、赤木監査委員に御出席をいただいておりますので、決算審査と資金不足比率審査について御意見を願いたします。

赤木監査委員、よろしくお願いたします。

○ 監査委員(赤木 盛一) 監査委員の赤木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、私ども監査委員に付されました令和3年度昭和病院企業団病院事業決算についての審査の結果を申し上げます。なお、審査は本年9月9日及び同月29日の2日間にわたり、私と野島監査委員により行い、令和3年度昭和病院企業団病院事業決算審査意見書を合議によって決定いたしました。

なお、本意見書につきましては既に皆様のお手元に配付済みでございますので、審査の概要及び審査の結果、意見について要点を説明させていただきます。

初めに、審査の概要及び審査の結果について御説明いたします。決算審査意見書の1ページの第1、第2を御覧ください。

本審査に当たり、企業長から提出されました決算関係書類が病院事業の経営実績及び財政状況を適正に表示しているかを検証するため、決算関係書類、諸帳票及び証書類の照合について通常の審査と同様の手続きで実施いたしました。この結果、審査に付された決算諸表の決算計数はいずれも符合しており、病院事業の経営実績及び財政状況を適正に表示しているものと認められました。

次に、第5、意見について要点を御説明いたします。審査意見書の2ページを御覧ください。

令和3年度につきましても新型コロナウイルス感染症の終息には至らず、前年度に引き続き感染症指定医療機関をはじめとする全国の多くの病院で運営への影響が生じました。公立昭和病院におきましても、北多摩北部医療圏域で唯一の感染症指定医療機関、三次救急指定

医療機関として新型コロナウイルス感染症に対応し、近隣の医療機関からの紹介患者を対象としたPCR検査外来の実施、入院重点医療機関として中等症から重症患者の入院受入れなど様々な取組が行われました。

令和4年1月から2月にかけての第6波では、重症化する事例は少ないものの感染力が高いという特徴を持つオミクロン株により入院患者に感染者が発生したため、一部病棟の閉鎖がありました。やむを得ない形での病棟閉鎖はあったものの、ウイルスの特徴に対応して院内感染防止対策のさらなる強化を図りながら、感染状況の変化に伴う東京都からの要請に応じ機動的に感染症確保病床数の増減を行い、高度急性期機能の維持に努めたものと思います。

財政状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた前年度と比較し、国等による感染防止のための行動制限が緩和したこと等もあり、一般診療を一定程度回復することができました。このため病院事業収益全体では医業費用の伸びを上回り、純利益を計上しました。医業収益については昨年度より改善したものの、医業収支は損失を計上しており、依然として厳しい経営状態であると言えます。このような状況は今後も継続すると、内部留保資金が蓄積できないほか自己資金による設備投資の制限が拡大されるなど、将来的な財政状況の逼迫が想定されます。

公立昭和病院は、高度・急性期医療センターとして地域医療の中心的な役割を担っております。今後も引き続き、高度急性期疾患との対応に取り組みながら、安全・安心な医療の提供等を心がけていただくとともに、さらなる収益確保に努め、費用削減を図るためのコスト意識を持ち、企業団の職員が一丸となって経営改善に取り組んでいくことを強く期待します。

決算審査意見につきましては、以上で報告を終わります。

続きまして、令和3年度昭和病院企業団病院事業会計資金不足比率審査意見書について申し上げます。

資金不足比率につきましては、企業長から提出されました資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを審査いたしました。

審査の結果、いずれも適正に作成されており、資金不足額は発生していないことが認められました。

説明は以上でございます。

○ 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。質疑は、まず、監査委員に対して審査意見の質疑を行い、次に企業団に対して令和3年度決算の質疑を行いますので、よろしく願いをいたします。

それでは初めに、赤木監査委員の審査意見に対しまして質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（幸田 昌之） 特になければ、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。それでは、赤木監査委員はここで退席となります。大変にありがとうございました。

〔赤木監査委員退場〕

○ 議長（幸田 昌之） 続きまして、令和3年度昭和病院企業団病院事業決算の認定についての質疑を行います。

質疑はございますか。よろしいですか。

7番、三浦議員。

- 7番(三浦 猛) それでは、1点だけお伺いしたいと思います。サイバーセキュリティ対策の強化についてです。決算書の中ではなかなか読み取りにくいので、あえて質問させていただきます。

皆さん御承知のとおり、大阪急性期・総合医療センターにおいてランサムウェアによるサイバー攻撃事案が発生しました。電子カルテの閲覧、利用ができなくなる等により地域の医療提供体制に影響が出ているということです。今回の攻撃の侵入経路は、医療機関自身のシステムではなく、院外の調理を委託していた事業者のシステムを経由したものである可能性が高いということでした。

これを受けて、厚生労働省から各都道府県衛生主管部宛てに事務連絡が11月10日発出されております。その中では、先ほど述べましたサプライチェーンリスク全体の確認、またリスク低減のための措置、またインシデントの早期検知ということが羅列されておりますが、この事務連絡は当院のほうには届いているか、また、このサイバーセキュリティに関しての現状、課題等あれば、お伺いたします。

- 議長(幸田 昌之) 小林経営企画課長。

- 経営企画課長(小林 忠幸) 私、医療情報管理室長も兼ねておりますので、答弁させていただきます。

御指摘のとおり、今、身代金要求型のウイルス、ランサムウェアというものの被害に遭う病院が多いということで、先ほど三浦議員さんから御照会がありました通知のほうも届いております。

現在、病院の電子カルテシステムと院内のインターネット関係のネットワークと両方あるわけですが、その外部への入り口に関しましては当然ファイアウォールというものを設置しております、その入り口のいわゆる接続機器、こちらの最新化はされているということは既にネットワーク事業者の確認を取っております。

今回問題となりました部門システム関係の保守のところからの入り口という意味では、現在、通知を受けまして各部門システムの担当宛てに、その外側、向こう側の機器が適切なものであるかという確認を現在取っている最中でございます。部門システムも20から30ぐらいございまして、今、確認を取っているところでございます。

それから、全般的な予防対策としましては、物と人というところもありますので、職員に対しましては、個人情報保護とセキュリティという題目で研修のほうを8月下旬から9月にかけて、ウェブの研修ですが、そういったものを実施しております。

それから、そのほかの対策としましてはサイバーリスクの保険というものがあまして、これは保険に入っていると万一事故が起こったときの対応を素早くやってくれる会社を紹介してくれたりとか、様々な手続きを代行していただいたりとか、保障の関係もあるということで、そちらのほうは今、検討をしているところでございます。保険料がそれなりに多額なものですから、こちらのほうは現段階では検討ということでございます。

それから、いざ事が起こったときに、オンラインでバックアップを取っているデータでは、こちらでも暗号化されてしまうということが今回課題になっておりますので、一旦バックアップを取ってそれをオフラインで保存するという仕組みを今、導入する予定で考えております。対策につきましては、以上でございます。

○ 議長（幸田 昌之） 7番、三浦議員。

○ 7 番（三浦 猛） はい、承知いたしました。今、御答弁にもありましたけれども、人が行くことも随分多いところでございます。ファイルを不用意に開かないとか、URLに安易にアクセスしないとか、そういったところは研修も含めて徹底されるということで理解いたしました。データのバックアップに関しては、そのオフラインのものを今、検討しているということで、一旦この高度なサイバーに対するセキュリティ、費用もかかると思います。思いますけれども、いざ起こってしまったときは費用どころの話じゃなくなってしまう、全体に影響を及ぼしてしまうところから、ここはしっかりと、この議会にも報告をしていただきながら、必要な費用は算出していくことをお願いしたいと思います。

もう一点、このインシデント発生時の、いざ事が起こってしまった場合の体制ですけれども、そういったことが起こったときを想定した事業継続計画ですね。こういったものや、起こった場合の関係機関への連絡とか、院内への速やかな情報共有の連絡体制の構築、日頃からこうなった場合はこうやるよというマニュアル的なものになると思いますが、そういったのが現在あるのか。なければ、これは早急に用意すべきものだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（幸田 昌之） 小林経営企画課長。

○ 経営企画課長（小林 忠幸） システムがダウンした際の対応マニュアルのほうは、もうかなり前にできておりますので、そういった形で対応していくということが現在の状況でございます。サイバーセキュリティの侵害が起こった場合は、外部への関係機関への連絡ですとか、患者さん自身への連絡とか、または記者会見とか、そういったことの対応も必要となると思っておりますので、そちらのほうの対応マニュアルや、計画については現在検討中でございます。

また、BCPについては、感染対応であったり、いろいろなことがございますけれども、災害対応に準じた形でのこういったサイバー攻撃の対応についても、改めて検討する必要があると思っております。

以上でございます。

○ 議長（幸田 昌之） ほかにございますか。14番、稲垣議員。

○ 14 番（稲垣 裕二） 14番、稲垣です。よろしくお願ひいたします。

これまで日々コロナ対応ということで大変御苦労さまです。本当に感謝をしております。引き続きよろしくお願ひをいたします。

今回の決算ということで、大まかなところだけ、ちょっとだけ1点だけ、お尋ねをさせていただきます。

今回の決算書を見ると、令和3年度の当期純利益がおおむね約15億円程度出ていると、こ

うということです。ただしコロナ禍により、一方では国からの補助金等が相当量来ていて、数字で見えるだけでも25億以上来ているのかなという感じはします。とすると、この補助金を考えなければおおむね10億から十数億の赤字という状態に陥るのかなという気はしています。もちろんコロナ禍によって入院患者ですとか外来の患者数が減っていて医業収益が落ちているということはあるものの、全体としてはそう数字が見えてくると。本日冒頭の行政報告でも、修正された上半期の数字を折り返しベースで見ると、おおむね約10億円程度の赤字という数字が見えてきます。そして、先ほどの赤木監査委員からの報告でも、このままでは財政状態が逼迫して行き詰るのではないのか、こういう指摘も監査委員から出てきていると。

こういうことを踏まえて、コロナ禍が終わった後、昭和病院の経営として、この状態で元に戻って黒字経営に行けるのか、どういう見込みを立てているのか、あるいは今の状態のままでは黒字経営は難しいと、だとすると何をしていかなければいけないのか、病院内でどういう議論がされているのか、この辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○ 議長(幸田 昌之) 上西企業長。

○ 企業長(上西 紀夫) コロナが終わったらどうなるかということだと思いますが、1つは当然、患者さんを増やさなければ話になりません。先ほどから御議論があるように、やはり救急の患者さんを受け、あるいは、がんの患者さんを引き受ける、そういう広報活動をしていくしかないと思いますし、ダヴィンチも1つの方法だと思います。

それから、もう一つは診療報酬改定上、急性期充実体制加算という新しい診療報酬が設定されました。これは、今までの7対1の診療報酬よりかなり高い設定になります。これについては、様々な人員配置が必要なんです。看護師さんはもちろんですが、薬剤師さんとか、それから院内で急変が起こる前に患者さんを見つけるラピッド・レスポンス・システムというのがあって、それに対応するチームをつくるということです。これも院内で調整をして、何とかチームが立ち上がりました。それから、感染症のことは、周囲の病院との連携をさらに強めると、そういうことを行った幾つかの条件で、先ほど言いました急性期充実体制加算というものが取れるんです。実際に一応、認可を受けております。

これをやりますと、年間、多分数億円の増加になると思います。その中で重症患者さんが増えればその点数も高くなるということで、1つはその方向を何とか維持していくこと。それから、当然のことながらDPC上の特定病院、いわゆる昔のⅡ群ですね。これを維持していく。この2つのことによって、何とか現状を少しずつ打開するということになると思います。

もちろん患者さんを入れるというのが最大。それから、もう一つは経費を何とか減らす。実は、今年度は電気代、ガス代、多分2億近く赤字になると思います。ですから、その分も少し入っていると思いますので、この辺も節電とか、そういう必要なものをなるべく少なくする、入りを多くして出を少なく、こういう努力を少しずつやるということで。ダヴィンチもすぐ収益が上がるわけではありませんが、この辺も着実に積み上げながら、赤字体質を何とか乗り越えていきたいというふうに考えておりますので、御理解、また御指導をよろしく

お願いしたいと思います。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） 14番、稲垣議員。
- 14 番（稲垣 裕二） 企業長より御説明をいただきまして、これからのことということで想定ですので、なかなか細かいところまでは難しいだろうなというふうには思いますが、病院であれば常にその議論はしていただきたいなというふうに思っています。

今、企業長から何点か御説明がありましたけれども、今後の動きを我々議会サイドに見えるような形でお伝えをいただければと。今日も中期計画の点検・評価というような御説明もありました。次については、点検・評価、さらにその上の今後の対応まで含めたセット論で議会に御説明をいただくと大変我々もうれしいなと思うし、理解が深まるなというふうに思っておりますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） 要望として承ります。  
ほか、よろしいでしょうか。  
〔発言する者なし〕
- 議長（幸田 昌之） 特になければ質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論ございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（幸田 昌之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
それでは、議案第9号、令和3年度昭和病院企業団病院事業決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。  
よって、本案は認定することに決定いたしました。



- 議長（幸田 昌之） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和4年昭和病院企業団議会第2回定例会を閉会いたします。  
閉会時刻は11時20分となります。大変にお疲れさまでした。

午前11時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

昭和病院企業団議会議長 幸 田 昌 之

議員 吉 本 ゆうすけ

議員 大 后 治 雄